

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

外国通貨で記載された契約書の印紙税

Q：当社は今月、外資系企業と請負契約を締結したのですが、請負金額が米ドルで記載されています。

この場合には、その契約書作成時の外国為替相場により本邦通貨に換算した金額を、印紙税の記載金額とするのでしょうか。

A：文書作成時における「基準外国為替相場」により本邦通貨に換算した金額を記載金額としますので、文書作成時の「外国為替相場」での換算は認められていません。

【解説】

外国為替相場は日々変動している実情にあり、こうした文書作成の日によって記載金額が異なることは適切でないとの配慮から、印紙税法では、記載金額が外国通貨により表示されている文書は、文書作成時における「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」により本邦通貨に換算した金額を記載金額とすることを規定しています。

現在、基準外国為替相場は米ドルであり、1米ドルは平成9年7月1日～平成9年12月31日までの間120円とされています。

その他の外国通貨のポンド、マルク、フラン、リラ、ペソ等は、裁定外国為替相場とされています。

なお、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場は、大蔵大臣により年2回「1～6月分」をその年の前年の12月に、「7～12月分」をその年の6月に公示されます。

